

## 検討会（第1回）意見対応表

### 1. 委員指摘とその対応

#### (1) 第2章 千代田区の川沿いの現状

指摘	対応
○歴史的資源について ・水の中からある歴史的な資源を水面から見たときにどう活用していくのか。「歴史をつなげていく」という視点も必要だと考える。	■第2章の地域資源の項目において、川沿いに存在する史跡・資源の項目についての記載を行っていきます。
○防災船着場の活用について ・防災船着場だけでなく、日常的に舟運をつかい災害時にはその舟運を活用するような仕組み作りがあるとよいのではないかと考える。	■第2章において、水辺に近づく地点として防災船着場の記載を行っていき、第3章の川沿いのまちづくりの方針に反映させていきます。
○川に近づく箇所について ・平面的に近づく、近づけない他に川・水辺を断面的に考えることが必要である。治水・防災の観点での整理が求められる。	■第2章において、水辺に近づく地点として治水・防災の面から川に断面的に近づく地点について整理を行い、また、第3章の川沿いのまちづくりの方針において、神田川流域整備計画の内容に触れる記載を行っていきます。

#### (2) 第3章 川沿いまちづくり実現のためのビジョン・方針

指摘	対応
○水の活かし方について ・川のそばにオープンスペースや遊歩道があればよいとなりがちだが、川に近づく歩行者のルート整備やオープンスペース同士を連携させること、少し遠くや高い位置から川が見える場所を作るなど様々な水の活かし方があると思う。そのような観点がたくさんあるとよい。	■第3章の川沿いまちづくりの方針においてビューポイントの拡充・歩行者空間の連続化についての記載をしました。
○川の捉え方について ・川を線状に考えるのではなく、川を軸にした人の活動のひろがり大切にしたい。	■第3章の川沿いまちづくりの方針において、面的に広がる活動のイメージを作成していきます。
○川のイメージについて ・川が使用されなくなってしまった、関心も薄くなっている。汚いというイメージが先行してしまっている現状がある。にぎわいという観点はガイドライン上必要だと考える。	■第3章の川沿いまちづくりの方針において、水質改善に向けた施策、修景の実施やイベントの実施等について記載を行いました。
○水質について ・降雨後にヘドロが水面に浮いている状況が見受けられる。上流河川からの導水による浄化の話もあるようだが、首都高撤去を踏まえ水質浄化、きれいな水面を確保していく必要がある。	■第3章の川沿いまちづくりの方針・エリア別方針において、水質改善に係わる記載を行いました。

○休息空間について ・休息だけでなく、お祭りやイベントなど祝祭的な空間の要素と雰囲気・色彩を入れて膨らましてほしい。	■第3章の川沿いのまちづくりの方針において、休日における非日常空間としての休息空間の使い方の記載を行っていきます。
○川沿いの安心・安全 ・安心・安全という観点は必要な要素である。現状の川に遊歩道を作ったとしても川沿いに背を向けた建築物が並んでいる状況だと人の目が入らず、安心・安全の面では不安が残る。	■第3章の川沿いのまちづくりの方針において、橋梁・高架下のライトアップ等、安心して歩ける空間づくりについて記載しました。さらに付加する記載の検討を行っていきます。
○遊歩道について ・再開発により遊歩道を作っても連続性がないと散歩すら難しい。連続性を持たせるようにしてほしい。	■第3章の川沿いのまちづくりの方針において、河川空間での歩行者空間の整備の内容や連続性を持たせる旨の記載を行いました。
○水面での活動について ・川沿いのまちづくりとあるが、水面の活動が入るか入らないかの議論も重要となってくる。水面での活動はぜひ加えてほしい。	■第3章の川沿いのまちづくりの方針において、舟運・水上アクティビティについての記載を行いました。
○空間を表にすることのインセンティブなど ・現在背中を向けている空間を表にすることは難易度が高いため、すでに川沿いに一定の空間や活動があるところを先導的に誘導するようなインセンティブ制度や運用制度が図れることが望ましい。	■今後、ガイドライン策定にあたって参考とさせていただきます。

## (3) その他

指摘	■対応
○ガイドラインの位置づけについて ・具体の川沿いの建築計画にどの程度影響をもたらすのか、強制力が及ばない小さな建築計画が多く存在する現状がある。ガイドラインで区の考え、理想をイメージし共有することが大事である。	■第1章の目的・位置づけにおいてガイドラインの役割について整理を行い、第3章以降の全体ビジョン・川沿いのまちづくりの方針で理想像の共有をさらに示していきます。
○ビジョン実現に向けて ・ビジョン実現に向けた整備、運用方策についても道筋を示していけるようなガイドラインとなることが望ましい。	■第3章以降にビジョン実現に向けた整備手法や運用・役割など今後明記していきます。
○ビジョンの将来をどこまでとらえるか ・どこまで未来のことを捉えるのか、例えば首都高がなくなった後の未来を創造するのか、それともそのままのものとしてとらえていくのか、未来像をどのように考えていくのかという観点がまず必要である。	■現在計画されているものについては方針図に反映するなど、将来の姿については明記を行っていきます。
○策定期間・現地視察について ・このガイドラインの策定期間はいつになるのか、現地視察を実行してはどうか。	■当ガイドラインの策定期間は今年度（令和4年度）末となります。また、ご意見を受け現地視察を計画いたしました。